

# 第7章 社会福祉法人への監督

## 第1節 社会福祉法人の監督

### 1 概説

社会福祉法人に対する一般的監督は、厚生労働大臣、都道府県知事、指定都市、中核市又は一般市の長が行うこととされ【法第56条】、札幌市に主たる事務所があり、北海道の範囲内のみで事業を行っている法人については、札幌市長(所轄庁)が一般的監督を行うこととなる。【法第30条】

一般的監督権の内容は次のとおりである。

- (1) 報告の徴収及び検査【主に一般指導監査及び特別指導監査】
- (2) 改善勧告
- (3) 勧告に従わない旨の公表
- (4) 改善命令【不利益処分】
- (5) 業務停止命令(公益事業、収益事業も含む【法第57条】。)及び役員解職勧告【不利益処分】
- (6) 解散命令【不利益処分】

### 2 札幌市の指導監査の目的

札幌市は、毎年度、指導監査の実施計画を定め、社会福祉法人・施設に対し、「社会福祉法人及び社会福祉施設の運営全般に対して、関係法令、通知に基づく監査を実施し、必要な助言、指導を行うことにより、制度の適正かつ円滑な運営を確保すること」を目的として、指導監査を実施している。【札幌市社会福祉法人・施設指導監査要綱】

換言すると

- (1) 事業の性格上、公共性が極めて高いこと。
- (2) 法令等に基づく法人・施設の要件が確保されていないと見られること。
- (3) 利用者が介護・支援等や権利擁護が必要な場合が多いこと。
- (4) 法人・施設の運営の適正化及び利用者等に対する適切なサービスが確保されていないこと。
- (5) その他

以上の理由により指導監査が行われている。

### 3 指導監査の実施

社会福祉法人に対する指導監査は、厚生労働省からの法定受託事務として札幌市が行うものである。

社会福祉法人の運営については、社会福祉法、関係法令はもとより、【厚生労働省が法定受託事務を処理するにあたりよるべき基準】として発出した「社会福祉法人の審査基準」、「社会福祉法人審査要領」、「社会福祉法人指導監査要綱」、「札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」(平成9年4月1日民生局長決裁)に基づく、また、同じく厚生労働省通知である「社会福祉法人の認可等の適正化並び

に社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（通称「指導監督徹底通知」）が重要な指針となっている。

#### 4 指導監査の種類と改善命令等

指導監査は、一般指導監査と特別指導監査がある。また、一般指導監査は、年間計画に基づいて行われる定期指導監査と通報等によって行われる随時監査(札幌市では「臨時監査」と呼んでいる。)に分け、いずれも法第 56 条第 1 項に基づき、適宜行なわれている。

法人の運営に重大な問題認められた場合は、特別指導監査を重点的かつ継続的に実施し、その過程において、改善勧告(法 56 条第4項)、勧告に従わない旨の公表(法 56 条第5項)を行ったうえで、法第 56 条第6項による行政処分(不利益処分)として文書による改善命令を発出することとなる。

さらに、状況によっては業務の停止命令、理事等役員解職勧告と続き、最終的に法人の解散命令(いずれも不利益処分)に至る。改善命令は本市及び全国的にも散見されるが、解散命令の行政実例は現在のところ極めて少ない。

このような不利益処分に至る審査基準は、社会福祉法、その関係法令、前出の「社会福祉法人指導監査要綱」及び「札幌市社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱」等である。

**法第 30 条** 社会福祉法人の所轄庁は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

- 一 主たる事務所が市の区域内にある社会福祉法人(次号に掲げる社会福祉法人を除く。)であつてその行う事業が当該市の区域を越えないもの 市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)
- 二 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が一の都道府県の区域内において二以上の市町村の区域にわたるもの及び第百九条第二項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人 指定都市の長

**法第 56 条** 所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員に、社会福祉法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員解職を除く。)をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 6 所轄庁は、第四項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 7 社会福祉法人が前項の命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。

8 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であつて他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわたつてその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができる。

9 所轄庁は、第七項の規定により役員の解職を勧告しようとする場合には、当該社会福祉法人に、所轄庁の指定した職員に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該社会福祉法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及びその勧告をなすべき理由を通知しなければならない。

10 前項の通知を受けた社会福祉法人は、代理人を出頭させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。

11 第九項の規定による弁明を聴取した者は、聴取書及び当該勧告をする必要があるかどうかについての意見を付した報告書を作成し、これを所轄庁に提出しなければならない。

**法第57条** 所轄庁は、第二十六条第一項の規定により公益事業又は収益事業を行う社会福祉法人につき、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該社会福祉法人に対して、その事業の停止を命ずることができる。

一 当該社会福祉法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。

二 当該社会福祉法人が当該収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。

三 当該公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。

**法第70条** 都道府県知事は、この法律の目的を達成するため、社会福祉事業を経営する為に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、施設、帳簿、書類等を検査し、その他事業経営の状況を調査させることができる。

## 第2節 社会福祉施設等に対する指導監査

社会福祉施設等に対する指導監査は、札幌市の自治事務として行われ、事業の実施が適正になされているかどうかについて調査を行うこと、事業が許可の条件等に適合しないときは必要な措置をとるべく改善を命ずること及び命令などに従わないときは事業の許可の取り消しを行うこともできるとされている。厚生労働省は施設監査については【技術的助言】を発出しているが、自治事務であるので、各自治体によって監査の着眼点が異なることがある。札幌市においては、監査時に提出を求める「施設運営調書(運営管理)(経理関係)」の中で着眼点を明記している。

## 第3節 助成に伴う監督

国及び地方公共団体が社会福祉法人に対して助成等を行った場合には、厚生大臣又は地方公共団体の長はその助成の目的が有効に達せられることを確保するため次の措置をとることができる。【法第58条】

(1) 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

(2) 助成の目的に照らして社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合は、予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

(3) 役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合はその役員の解職を勧告

すること。

- (4) 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が以上の措置に従わなかった時、交付した公金や財産の全部又は一部の返還を命ずること。

**法第 58 条** 国又は地方公共団体は、必要があると認めるときは、厚生労働省令又は当該地方公共団体の条例で定める手続に従い、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常条件よりも当該社会福祉法人に有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲り渡し、若しくは貸し付けることができる。ただし、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)及び地方自治法第二百三十七条第二項の規定の適用を妨げない。

2 前項の規定により、社会福祉法人に対する助成がなされたときは、厚生労働大臣又は地方公共団体の長は、その助成の目的が有効に達せられることを確保するため、当該社会福祉法人に対して、次に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に関し報告を徴すること。

二 助成の目的に照らして、社会福祉法人の予算が不相当であると認める場合において、その予算について必要な変更をすべき旨を勧告すること。

三 社会福祉法人の役員が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

3 国又は地方公共団体は、社会福祉法人が前項の規定による措置に従わなかったときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずることができる。

4 第五十六条第九項から第十一項までの規定は、第二項第三号の規定により解職を勧告し、又は前項の規定により補助金若しくは貸付金の全部若しくは一部の返還を命令する場合に準用する。

## 第4節 その他

### 1 法人自らによる監督等

社会福祉事業への国民の信頼をより一層高めるためには、社会福祉法人自らが法人運営及び施設運営の適正化に努め国民の負託にこたえることが原則である。

このためには、法人自らが、「社会福祉法人監事監査の手引き」等を内部監査、監事監査の参考として活用し、適正な運営を行うとともに、理事会内部におけるチェック機能体制、適正な監事監査を実施する等の、体制の強化と確立が重要である。(セルフガバナンスの確立)

また、法人自らが進んで、外部監査制度の活用、福祉サービス第三者評価事業の受診、法人が経営する施設において ISO9001 の認証を取得する等の検討も望まれるところである。

### 2 確実な申請、届出及び報告の実施

社会福祉法人の設立から、その後の定款変更、基本財産の処分、基本財産の担保提供等については、札幌市長の認可や承認が必要とされている。

特に定款変更、基本財産の処分及び担保提供については、事業を開始した後、あるいは処分又は担保提供後になされる例が見受けられるので、事業計画が確定した段階で速やかに(事前に)申請を行うこと。

また、毎会計年度終了後3カ月以内に、計算書類等(各会計年度に係る計算書類及び事業報告並びにこ

これらの附属明細書並びに監査報告)及び財産目録等(財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準を記載した書類及び事業の概要等)を札幌市長に提出すること。【法第 59 条、社会福祉法施行規則第9条】

さらに、定款、報酬等の支給の基準、計算書類、役員等名簿及び現況報告書等について、インターネットの利用により、遅滞なく、公表すること。【法第 59 条の 2 第1項、社会福祉法施行規則第 10 条】

**法第 59 条** 社会福祉法人は、毎会計年度終了後三月以内に、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる書類を所轄庁に届け出なければならない。

- 一 第四十五条の三十二第一項に規定する計算書類等
- 二 第四十五条の三十四第二項に規定する財産目録等

**法第 59 条の 2** 社会福祉法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- 一 第三十一条第一項若しくは第四十五条の三十六第二項の認可を受けたとき、又は同条第四項の規定による届出をしたとき 定款の内容
- 二 第四十五条の三十五第二項の承認を受けたとき 当該承認を受けた報酬等の支給の基準
- 三 前条の規定による届出をしたとき 同条各号に掲げる書類のうち厚生労働省令で定める書類の内容

**社会福祉法施行規則第 9 条** 法第五十九条の規定による計算書類等及び財産目録等(以下「届出計算書類等」という。)の届出は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- 一 書面の提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。)
  - イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項を記載した書面二通の提供
  - ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項を記載した書面二通の提供
- 二 電磁的方法による提供(次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める方法による場合に限る。)
  - イ 届出計算書類等が書面をもつて作成されている場合 当該書面に記載された事項の電磁的方法による提供
  - ロ 届出計算書類等が電磁的記録をもつて作成されている場合 当該電磁的記録に記載された事項の電磁的方法による提供
- 三 届出計算書類等の内容を当該届出に係る行政機関(厚生労働大臣、都道府県知事及び市長をいう。以下同じ。)及び独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)に規定する独立行政法人福祉医療機構の使用に係る電子計算機と接続された届出計算書類等の管理等に関する統一的な支援のための情報処理システムに記録する方法

**社会福祉法施行規則第 10 条** 法第五十九条の二第一項の公表は、インターネットの利用により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、社会福祉法人が前条第三号に規定する方法による届出を行い、行政機関等が当該届出により記録された届出計算書類等の内容の公表を行うときは、当該社会福祉法人が前項に規定する方法による公表を行ったものとみなす。
- 3 法第五十九条の二第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類(法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。)とする。
  - 一 法第四十五条の二十七第二項に規定する計算書類
  - 二 法第四十五条の三十四第一項第二号に規定する役員等名簿及び同項第四号に規定する書類(第二条の四十一第十四号及び第十五号に規定する事項が記載された部分を除く。)

